

C
ommissioner

H
andbook

コミッショナーハンドブック
(基本編)

2018年（平成30年）改訂



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

2018（平成30）年改訂にあたり

コミッショナーの皆様、日ごろは、スカウト運動発展のためご尽力賜り厚く御礼申し上げます。ご高承のとおりコミッショナーの任務は、多岐にわたる業務の推進と、また教育の責任者として、運動推進の要として、期待されているところであります。

そのコミッショナーの選任にあたっては、次のような推薦条件が教育規程に示されています。

- ① 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
- ② 本運動の経験及び知識を有すること。
- ③ 教育に携わる指導者を主導する能力を有すること
- ④ 当該研修を修了されたもの

この4要件は、スカウティングの4本柱である「人格」「健康」「技能」「奉仕」の高度なものを示しているのではないかと思います。

私たちは、「本当に自分は、この要件に適合するのか、まだまだ足りないのではないか。」と自らに照らし合わせ、振り返ることで、常に初心を忘れず、任務を遂行したいものです。

そして自らコミッショナーのあるべき姿を追求し、研鑽し、成長したいものです。

そのコミッショナー像を、正しく理解し、自ら率先して支援等に取り組めるよう先人の指導者が「コミッショナーハンドブック」を発刊し、その一元化を図ってまいりました。

しかしこれまでに発刊いたしましたハンドブックも時代の歩みを経て、機構改革や規程の改正等があり、現状とそぐわない部分が生じてまいりました。そのため、以前の趣旨を活かし現在に則したコミッショナーハンドブックを「基本編」として編集いたしました。

皆様におかれては、この本を読むたびに、スカウト運動への情熱と意欲のエネルギーを燃やし、本運動発展の礎として継続的に活躍されることを期待しています。

日本連盟コミッショナー

膳 師 功

目 次

第1章	スカウト運動の使命	1
第1節	誰を育てるのか	
第2節	どんな人に育てるのか	
第3節	何のために育てるのか	
第4節	誰が育てるのか	
第5節	どのようにして育てるのか	
第6節	その方法でなぜ育つのか	
第7節	目的・原理・方法を伝える人	
第8節	スカウト教育の4本柱	
第2章	スカウト運動とは	6
第1節	スカウト運動の始まり	
第2節	スカウト運動の原則	
第3節	スカウト教育の特徴的な方法	
第4節	スカウト運動の組織と機能	
第5節	社会が求めるスカウト運動	
第3章	コミッショナーとは	19
第1節	はじめに	
第2節	コミッショナーに求められる能力	
第3節	コミッショナーの心構え	
第4節	コミッショナーの任務	
第4章	コミッショナーと青少年プログラム	23
第1節	スカウト運動の使命と青少年プログラム	
第2節	青少年プログラムとは何か	
第3節	青少年の参画	
第4節	スカウト運動の基本原則から青少年プログラムの展開まで	
第5節	コミッショナーと青少年プログラム	
第5章	コミッショナーと指導者養成	29
第1節	指導者養成体制の考え方と方向性	
第2節	指導者研修におけるコミッショナーの任務	
第3節	指導者研修の重要性	
第4節	指導者研修の提供	
第5節	指導者研修の組み立て	
第6節	研修の展開と運営（コミッショナーの実務）	
第7節	トレーニングチームの統括と指導・助言	
第8節	研修の評価	

第1章 スカウト運動の使命

スカウト運動の目的・原理・方法およびこれらを推進する組織などについては、指導者であれば研修したり、書物で読んだり、隊・団・地区の先輩などから教えられ、認知しているはずですが、しかしながら、これらが真に実行されているかといえば残念ながらそうとはいいきれません。コミッショナーの重要な任務として、指導者への指導・助言があります。コミッショナーはスカウト運動の目的・原理・固有の方法を単に理解するだけでなく、指導者に対して適切な指導・助言をするにあたり、あらゆる場面でなぜそうするのかを自分のものとし、実践方法をしっかり身につけておかなければなりません。このことにより指導者への指導助言を適切になすことができ、指導者からの信頼を得ることができます。そこにコミッショナー活動の重要性があるのです。

第1節 誰を育てるのか

スカウト運動の対象者は幼年期から青年期までのすべての人である。そして、スカウト運動にはその発達段階に応じた目標・活動方法・仲間集団が設定されています。

1. 6歳～8歳

スカウト活動の最初は小学校の1年生から始まります。条件が整えば幼稚園年長組で2学期の年齢からでも始められます。この年代は仲間遊びを覚えていく年代で、兄弟姉妹や近所の子どもたちが集まっているうちに、仲間とのコミュニケーションや自分の立場を身につけていきます。

しかし、残念ながら現在はそうした子どもだけの集まりの場が少なくなってきたおり、また、少子化で兄弟姉妹も少なくなっています。子どもが集まっても母親などが付き添っての遊びが多く、子どもたちの自然な集まりや会話が少なくなっている傾向があります。そこでスカウト活動にこの年代に即した子ども集団の活動を取り入れ、子どもの発達段階に応じた成長が得られるようにビーバー部門が設けられました。

2. 8歳～11歳

小学校2年生も2学期くらいになってくると、お兄さんやお姉さんが遊んでいるグループに憧れるようになります。そのようなグループは小学校5年生くらいをリーダーとして5, 6名くらいの集団で行動します。小学校6年生くらいになるとこのような集団が幼稚に見えてきて集団から離れていきます。集団は、そのぶ

ん小学校2年～3年の後輩を入れて地域でその集団を持続させ、伝承的な遊びなどを継承していきます。この自然に形作られる集団のリーダーは、「ガキ大将」などと呼ばれていました。しかしながら、遊び場を追われ時間に余裕のない現代の子どもたちには、このような集団での経験をすることが失われつつあります。こうした集団での経験を機会として「組」をつくって活動するのがカブスカウトなのです。

3. 11歳～15歳

小学校高学年から中学生になると日常生活のなかの仲間集団が目的を持って行動するようになります。この仲間集団は目的達成のために一人ひとりの任務を分担して決め、また、それぞれの任務を、責任を持って遂行することを仲間集団から求められるようになります。このことは社会生活の縮小版ということもできます。社会の一員へと成長する段階での実体験の場である。概してこの年代は、保護者の言うことをあまり聞かなくなる傾向があるが、一方においては保護者のみならず、様々な大人から影響を受けるようになります。

しかしながら、現在ではこのような日常的な仲間集団は作りにくい社

会環境となり、保護者以外の大人と接する機会も少なくなっています。そこでスカウト運動では、「班」を提供して仲間集団を作り、成人が関与して体験学習ができるようにしているのです。そうした意味で、この年齢層がスカウト活動の中心であるといえるのです。

4. 15歳～19歳

この年代になると興味や趣味、将来への夢が多様化していき、仲間集団というよりパートナー、あるいは語り合える友だちを求めようになります。この年代は、社会から少し離れて自分自身の世界をつくり、自分を見つめることと自分の関心をもつ領域の探求に向かっていきます。多様な世界や人を知り、自分自身を熟成させる時期であり、自分で考える力や解決する力を身につけていくときなのであるが、この年代の生活は学校やクラブ、職場、親しい仲間うちだけに限定しがちです。この年代の青年をより広い世界に連れ出し、より多くの人たちと交わりを持たせ、自分の課題を見つけさせていく。ここにベンチャー活動としての意義があります。

5. 18歳～

18歳になると大人への一步を踏

み出します。自分の言動に責任を持ち、自分で社会を切り開いていく能力を磨いていく年代です。今まで培ってきた経験・能力をより発展させ、より広い世界、より深い世界へと突き進んでいき、大人として大成しつつあります。しかしここで足踏みをしてしまう青年も多くいます。この要因は育ってきた過程（発達段階に応じた生活体験の欠如など）や現代社会の環境などさまざまな要素があると言われていています。この時期にいろいろな社会的な経験を積んでいくスカウト活動は青年にとって非常に有意義であり、スカウト運動は特にこの年代に焦点をあてていくことが大切であり重要です。また、この年代はスカウト活動を続けてきた集大成であり、スカウト一人ひとりの目標達成のときでもあります。

以上、述べてきたように、青少年が社会人として育っていく過程にはそれぞれの発達段階によって通るべき課題があります。これら以外にもいろいろな通るべき課題はありますが、スカウト運動はこの課題のひとつをその年齢に応じた自然発生的集団のなかでの体験活動により提供しているのです。特に社会人として成長する11歳以上に重点を置いています。そのため思春期から青年期までのプログラムが最も重要なのです。

第2節 どんな人に育てるのか

第1節では、スカウト運動の対象者を見てきました。スカウト運動はこの対象者をどんな人に育てようとしているのでしょうか。その核心は世界スカウト機構規約に示されています。しかし、残念なことに活動の現場では年月が経つにつれて、この目的が希薄になる傾向がみられます。

そこで、世界スカウト会議（1999年ダーバンで開催）では、「スカウト運動の使命声明」を採択し、世界スカウト機構規約の目的・原理・方法をより具体的に推進することと、スカウト運動が社会で果たすべき任務を確認し決議しま

した。

スカウト運動の使命声明

スカウティングの使命は、スカウトの「ちかい」と「おきて」に基づいた価値体系をとおして人々が個人としての自己実現を果たし、社会において建設的な任務を果たすことができる、よりよき世界を築くのに役立つよう、青少年の教育に貢献することにあります。

この使命は

- ・ 青少年をその成長段階にある期間を

通して、ノンフォーマル教育の課程に関与させること。

- ・ 青少年が自主的で、支えとなり、責任を取り、明確な態度をとる人間として成長するにあたって、一人ひとりが主体的に関わる者に育つようになる固有の方法を用いること。
- ・ スカウトの「ちかい」と「おきて」に示されている、精神的、社会的、かつ個人的な原則に基づいた価値体系を確立するよう青少年を支援する

こと。
によって達成されます。

－ 1999年第35回
世界スカウト会議決議－

「スカウト運動の使命声明」については、日本連盟発行の世界スカウト機構発行翻訳資料「使命声明を理解する」を参照してください。

第3節 何のために育てるのか

指導者は常に自分の隊・団のスカウトがどう育って欲しいのか、それは「何のためなのか」を念頭に置いておく必要があります。なぜならそれがスカウト運動の使命だからです。

この答えはベーデン-パウエルが最後のメッセージにおいて言い尽くしています。ベーデン-パウエルは「幸福を得る本当の道は、この世の中を一人ひとりが受け継いだときより、少しでもよくするよ

う努力することである」と述べています。具体的には、身近な家庭・地域社会から仕事での社会、国単位の社会までどのような社会に所属していようともその社会に貢献ができ、世界平和の実現や国際貢献に役立つこと、環境も含めてすべてのものと共生できる社会を実現することができる人を育てることによって、少しでもよりよい明るい社会を実現することがスカウト運動の目的です。

第4節 誰が育てるのか

スカウト運動の目的に沿って誰が青少年を育てるのでしょうか。それは仲間たちが仲間を育てるのです。即ち組・班・グループの仲間であり、特に異なる年齢集団の仲間との活動のなかで一人ひとりのより良い品性と人格が養われていくのです。この仲間集団には「ちかい」と「おきて」を実践する雰囲気があることや、自ら活動を立案し実行していく能力があることが重要です。ここに運動体としてのスカウト運動の妙味があります。この雰囲気や能力を育成するために成人の関与が必要です。この成人の関与の仕方は組長・班長に対しては直接的に、組・班に対してはグループの支援・援助者として、個人に対しては良き相談相手・良き見守り手としてスカウトの年齢に配慮して関わる必要があります。このように直接スカウトに関わる成人の他に、間接的に関与する成人、またスカウトを見守ってくれる一

般社会の成人などスカウトを取巻く成人の任務は重要です。

しかし、何といたってもそのスカウト個人が育つのは、その個人自身の自己学習です。自ら進んでスカウト活動をするなかで、自分自身で学び自己実現していくことです。これを自発活動と呼んでいるが、まず自発的に自己学習ができるよう指導することが大切です。

第5節 どのようにして育てるのか

スカウトは成人から直接教育を受けることもあります。スカウト運動の独特の方法、即ち使命声明で述べている固有の方法を用いることによって育つのです。

その固有の方法とは、「ちかい」と「おきて」に基づいた価値体系を持った仲間集団が、個人の進歩を促すために用意された様々なプログラムをもとに、民主的な方法によって立案した計画を野外での体験活動として実行することを基本としています。この仲間集団は前に述べたように年齢によって区分され、それぞれの仲間集団は年齢の異なったものによって構成されています。

また、個人の進歩を促すために用意さ

れたプログラムは、野外活動だけではなく地域、社会、世界、環境に役立つものや個人の教養に役立つ芸術、スポーツなどの分野にも及ぶバランスのとれたものです。

また、活動はできる限り仲間集団が自発的に自治をもって活動することが大切であり、指導者は自治の活動を促すことに注意を払い、なるべく直接関与しないようにする必要があります。スカウト運動は、家庭、学校、地域で様々な教育を受けている個人がスカウト活動のなかでの体験をとおして、より成長し、自己実現に向かって果たすべき過程を支援する運動です。

第6節 その方法でなぜ育つのか

指導者は、なぜ、どうしてスカウトが育つのかをすべての場面で意識する必要があります。教育という面だけを意識すると、セレモニーのとき、プログラム活動のとき、キャンプファイアのときなどの場面のみを捉えて指導しがちです。しかしながら、スカウトが成長していく場面として総体的に大きく捉えると、スカウト活動のすべてのときであり、意識が充分浸透しているスカウトにとっては生活のすべての場面となります。

またスカウト技能は楽しみながら能力を伸ばすのに役立つのであって、社会に

直接役に立つ技能のみをいうものではありません。例えば、手旗やモールス信号はゲームとして多くのプログラムを提供することができますが、これにより集中力・観察力、ときにはチームワークの能力を伸ばし、簡潔に意思を伝える学習にもなるのです。

これらのことはベーデン-パウエルが示唆に富んだヒントとして、より具体的に「スカウティング・フォア・ボーイズ」のなかで述べています。また、ヒントはスカウト関係書物だけではなくあらゆるところにあります。

第7節 目的・原理・方法を伝える人

ある指導者が、長年スカウト運動を続けてきたが「これだ！」と感ずるものが得られなかった、と述懐していたが、その団、地区、県連盟などにそうした心を伝える人、「誰のためのスカウティングか」「何のためのスカウティングか」などを語り合える人がいないと、いくら長年指導者をしていてもスカウト運動の本質は身につかないものです。本質が身につかないままにスカウティングをしていると、青少年を取り巻く環境や現状に振り回されたり、最新のことばかり追求し

たりして青少年の伸びる力を削いでしまうことになってしまいます。

例えば、現代の子どものなかには木に登るのが苦手な子がいます。木に触るのも汚いからといやがったりします。だから木に登る活動を止めるのか、それとも子どもの遊びの基本的なことだから少々無理をしてでも木に登らせるのか。これは単に技能とかニーズといったものではなく、冒険心をどう芽生えさせ、発展させるかという問題として捉えるべきです。自然の中での体験活動といいながら、日

常的なこのような事柄を真剣に考えていないとするならば、目的や方法が単なる机上の空論になってしまいます。

野外教育の研究はこうした面でも随分と進歩しており、「野外活動と脳の発達」といった論文も発表されています。

スカウト運動は、ベーデン-パウエルが考え出した方法やプログラムから出発し、およそ100年の間にいろいろ発展し、ノウハウを蓄えてきたのです。人類が知

識や知恵を蓄え、それを伝承して新たな発見、発明をしていくように、スカウティングもそのノウハウをまず伝承し、そこから新しいものを生み出していかなくてはなりません。

「スカウト運動を伝承する人、それがコミッショナーである」といえます。単に教科書的に伝えるのではなく『スカウティングは「これだ!」』と感じさせてこそ伝承したといえるのです。

第8節 スカウト教育の4本柱

ベーデン-パウエルは、スカウト教育は、人格、健康、知識・技能、奉仕の4本柱で行われると提唱しています。

1. 人格

ベーデン-パウエルは、「人格」を、品性あるいは人柄としてとらえ、良き社会人の要件としました。社会での任務を果たし、役に立つには人柄が良くなければできないのです。この人格陶冶は仲間との活動や、多くの大人と接するなかで培われていくとともに、信仰心を持ちながら常に「ちかい」と「おきて」を意識することにより洗練されていくのです。

2. 健康

人は、人格と同様に健康な身体でなければ社会に役立つことが難しいです。ベーデン-パウエルは健康とは単に鍛えぬかれた身体ではなく、持続性のある体力のことだといっています。大自然の中で自然とともに生活することにより、すべての筋肉がバランスよく発達し、また風雪に耐えうる身体が作られるのです。

3. 知識・技能

知識・技能は、知恵も含めて、まさしく社会に役立つ基本的なものです。ベーデン-パウエルは、「知識や技能を単に社会や生活で直接役に立つものだけではなく、教養的なものや間接的に役立つ創意工夫する力とか集中力とか観察力なども含めて捉えていて、これこそ野外活動で養われる最たるものである。」と説いています。

4. 奉仕

奉仕は私たちが社会に役立つためのいちばん重要な要素です。ベーデン-パウエルは自己犠牲という言い方をしています。単に奉仕活動をするだけで養われるのではなく、例えば班活動において、自分のことより班の役に立つことを何にもまして優先する気持ちや行動が奉仕の精神を養ってくれます。奉仕の心をより強固にするのは信仰心であることはいまでもありません。

第2章 スカウト運動とは

第1節 スカウト運動の始まり

スカウト運動の真の目的を理解するうえでは、1999年7月に世界スカウト会議において決議された「スカウト運動の使命声明」（前述）が重要ですが、まずこの運動がどのようにして生まれたのかを、スカウト運動の創始者であるベーデン-パウエルよりみることにしましょう。

ベーデン-パウエルは、1857年2月22日にイギリスで出生しました。少年時代は10人兄弟（うち男6人）の中で成長し、3歳のとき、オックスフォード大学の教授であった父が亡くなり、研究熱心な母の影響を受けて育ちました。その母の影響が後年「スカウト運動」を創りだす礎となったといわれています。

19歳で陸軍の見習い士官としてインドに赴任したとき、当時の軍事訓練では重要視されていなかった〈測量〉〈偵察〉〈斥候〉を専攻し、若い兵士にいろいろな訓練を試みました。この体験をもとに、1899年に『斥候の手引き』という小冊子を発行し、これがその後に出版する本の源になり、多くのアイデアを見つけ出すことにもなりました。また数多くの戦いに遭遇したことから、さらに新しい経験も重ね“自然を相手にし

た観察力”を身につけたのでした。

イギリスに帰国したベーデン-パウエルは、「祖国イギリスの青少年が真の自己に目覚め、神の愛の実践ができる社会人に育成することにより、平和がこの世にもたらされ、人々が本当に幸福になれる。そのために自分が青少年に協力していかなければならない。」との信念から、1907年にイギリスの小島ブラウンシー島で20人の少年とともに実験キャンプを行い、これをもとに、「スカウティング・フォア・ボーイズ」が発行されました。ベーデン-パウエルは、この本の発行により、特別な運動を起こそうと考えたのではなかったのです。むしろ、今までの青少年団体が、より良く発展していくための提案として投げかけたのでした。しかし、驚いたことに、少年たちは自分たちで組織を形成していき、イギリスのみならずヨーロッパをはじめ全世界へと広まっていったのでした。また、中学生年代（日本の場合）の少年たちのために考えられたプログラムは、その年齢層が広げられ1916年にカブ、1922年にローバースカウトへと発展し、全世界の青少年の運動として今日に至っているのです。

第2節 スカウト運動の原則

1. 本運動の目的と教育の目的・方針

(1) 本運動の目的

定款第3条で、「この法人は、世界スカウト機構憲章に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。」と明文化されています。

(2) 教育の目的

教育規程1-3では、「①ボーイスカウトの組織を通じ、②青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、③かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することをもちて教育の目的とする。」としています。

(3) 教育の基本方針

教育規程 1－4では、「①スカウト運動は「ちかい」と「おきて」を活動の実践基盤としている。②「班制教育」「進歩制度」と「野外活動」などの方法により実施される。③各年齢層により分かれて活動する。そして重要なことは、④成人指導者の協力によって一貫したプログラムに基づいて行なわれる教育である。」としています。

2. 運動成立の条件

ベーデン-パウエルは、スカウト運動を始める目的で、「スカウティング・フォア・ボーイズ」を書いたのではなく、これを読んだ少年たちが自発的にスカウト活動を始めたのです。この意味では、少年たちが始めた運動であるということがいえます。現在でも、この運動が成立する第一の条件は、スカウト運動に魅力を感じる青少年が存在することです。そして、これらの青少年の世話をする指導者が参画することと、それに保護者がスカウト運動を理解し、子どもの参加を承認することが成立の条件となります。

スカウト運動は、青少年にとってはゲームであるが、大人にとってはゲームとおおしでの教育です。しかし、青少年は教育や訓練を受ける目的ではなかなか集まって来ません。そこで、次のことが考えられます。

- ・ 子どもは好きなことをして遊びたい。そして好きなことができそうだから参加する。
- ・ 集会がおもしろいから引き続き活動に参加する。
- ・ 保護者は、子どもを幸せにしたい。この念願を遂げるのに役立つと考えるから運動に参加させる。
- ・ 指導者は、子どもと保護者の望みをかなえることが自分の喜びであるばかりでなく、自分が指導者として使命を果たそうと考えるから、無報酬の奉仕を可能にしている。

ベーデン-パウエルの述べている「幸福な人生」や「良い社会人」とは、保護者と指導者側の目指しているスカウトの成長の「あるべきところ」を示したもので、その意味する内容としては、スカウト運動の目的を包含した頂点を掲げているものです。したがって、指導者としては「幸福な人生」や「良い社会人」の意味する内容と、それへと導く主な方法をよく考えておかなければなりません。そして、保護者の求める子どもの幸せと指導者の考える幸せとの間に食い違いのないようにしておかなければなりません。

3. 参加の原則

参加の原則については教育規程に明示されています（教育規程 1－5）。スカウト運動は、平等の原則に従い、すべての人が自らの意思に基づき参加することができるのです。

4. 「ちかい」と「おきて」

スカウトとしての「信条」を表わしている「ちかい」と、日常生活での「ものさし」としての「おきて」は、国際社会で通用する「良い社会人」を育成するための、スカウト運動の基本的な精神に則り定められたものです。単に暗記するものではなく、「自分自身のもの」として実践することが重要です。

スカウト運動の世界機構規約の第1章「スカウト運動」には、ベーデン-パウエルが当初に定めた「ちかい」と「おきて」が示されています。

世界スカウト機構規約(抜粋)



I. 規約

序文

1907年にロバート・ベーデン-パウエルによって創始されたスカウト運動を採用し、実践してきた各国連盟の正式の代表者たちは、1922年7月にフランスのパリに集まり、世界中のスカウト運動のために国際スカウト会議と共に執行委員会と事務局を設置した。

現行のこの憲章は、世界的な協力、友情の精神のもとに、スカウト運動の世界機構の運営の基準となるものである。

第1章 スカウト運動

第1条

定義

1. スカウト運動は、創始者によって考案された目的、原理、方法および以下に述べる事項に従って、性別、出生、人種、信条による区別なく誰をも対象とした、青少年のための自発的で非政治的な教育的運動である。

目的

2. スカウト運動の目的は、青少年が個人として、責任ある市民として、地域、国、国際社会の一員として自らの身体的、知的、情緒的、社会的、精神的可能性を十分に達成できるように青少年の発達に貢献することである。

第2条

原理

1. スカウト運動は以下の原理に基づいている。
 - ・ 神へのつとめ
信仰上の原則の堅持、それらを表明する宗教への忠誠、およびそこから生じる義務の受け入れ
 - ・ 他へのつとめ
 - 地域、国、国際間の平和と理解と協力の促進と調和した自国に対する忠誠
 - 人間であることの尊厳や自然界の完全性を認め、感謝と敬意をもった社会発展への参画
 - ・ 自分へのつとめ
自分自身の発達に対する責任

ちかいとおきての遵守

2. スカウト運動の全ての加盟員は、神へのつとめ、他へのつとめ、自分へのつとめの原理を反映し、各国スカウト連盟の文化や文明に適切な言語で表現され、世界機構によって承認されたスカウトのちかいとおきてを遵守することが要求され、またそれによって導かれる。スカウト運動の創始者によって当初考えられた、ちかいとおきては以下のものである。

スカウトのちかい

私は名誉にかけて、次のことに最善を尽くすことをちかいます ——
神と国王（あるいは、神と私の国）に対する私のつとめを果たすこと。
いつでも他の人々を助けること。
スカウトのおきてを守ること。

スカウトのおきて

1. スカウトの名誉は信頼されることである。

2. スカウトは忠実である。
3. スカウトのつとめは、他人の役に立ち、他人を助けることである。
4. スカウトはすべての人々の友人であり、他のすべてのスカウトと兄弟である。
5. スカウトは礼儀正しい。
6. スカウトは動物の友である。
7. スカウトは、親や班長または隊長の命令に黙って従う。
8. スカウトは、いかなる苦境にあっても微笑み、口笛を吹く。
9. スカウトは儉約する。
10. スカウトは、思考、言葉、行動において健全である。

世界スカウト記章

3. 世界スカウト記章はスカウト運動に帰属する象徴である。紫の背景、白いゆり、その周りに円を描き下部に本結びをもつ白いロープで構成され、スカウト運動のブランドアイデンティティの不可欠な要素である。

第3条

スカウト教育法

1. スカウト教育法は以下の項目の相互作用を通じて行われる段階的な自己教育システムである。

- ・ スカウトのおきてとちかい
- ・ 行うことによって学ぶ
- ・ 個人の進歩
- ・ チームシステム
- ・ 成人の支援
- ・ 象徴的枠組み
- ・ 自然
- ・ 社会との協同

スカウト教育法は、青少年のために意義深く、教育的な経験をさせるために実践され、且つスカウト運動の目的と原理に沿った内容で実践されなければならない。このスカウト教育法は世界スカウト会議において採択され、適宜見直しをされた関連方針の中でさらに説明される。

5. 宗教

「幸福な人生」といっても、何を幸福と見るかは、人生観や価値観によって異なりますが、スカウト運動の成立する背景として欠くことのできないものが信仰です。信仰に立脚した人生観・価値観を持つことが重要です。そのため、スカウトの「ちかい」の第1条には「神（仏）と国とに誠を尽くし、おきてを守ります」とあり、加盟員には明確な信仰を持つことを奨励しているのです（教育規程1-21）。この、神（仏）に誠を尽くすことは、スカウト運動の

根源です。

6. 政治

スカウト運動は、政治的団体でも政治組織でもありません。このため、政治的活動を行ってはなりませんし、本運動を政治目的のために利用してはなりません（教育規程1-26、27）。場合によっては、団の資金面の造成などに地域の協力者や政治家とつながりを持つことがあります。そのためにスカウトの組織が選挙運動などに係わりを持つことがあってはなりませんので、十分に注意をするべきです。

なお、加盟員が個人的に政治団体に加入することや、政治的な活動をするを制限するものではありません（教育規程1-28）。

7. 財政

団は、それぞれの方法で、スカウト活動のための資金づくりを実施しているが、それぞれの地域以外で資金づくりをしてはなりません（教

育規程1-30）。

県連盟（地区）の活動資金は、各団などからの分担金のほか、地方公共団体や社会奉仕団体などから補助金や事業委託金の交付を受けることによって維持されています。

また、県連盟単位で維持団体として財団を持っている例もあります。

第3節 スカウト教育の特徴的な方法

スカウト運動は、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤に、野外を活動の場として、「班制教育」と「進歩制度」（個人の成長）とによって、幼年期から青年期までの各年齢層に則した活動単位に分け、シンボルを活用し、指導者の協力を得ながら行うことによって学ぶ教育であり、しかも、その各々の年齢層に適応した一貫性をもつプログラムにより実施されます。この教育方法は、「ちかい」と「おきて」を中心にした8つの要素が図のように連携して成り立っています。

1. 「ちかい」と「おきて」

スカウトの「ちかい」は、すべての青少年が運動に加わることを決めたとき、その規律に従って生きるために最善を尽くすことを仲間たちの前で立てる個人的な誓約です。

スカウトの「ちかい」を立てることで、青少年はスカウトの「おきて」を受け入れ、個人的な努力（「自らの最善を尽くす」）を通じてその決定の責任を負うということを意識的、自発的に決定をします。

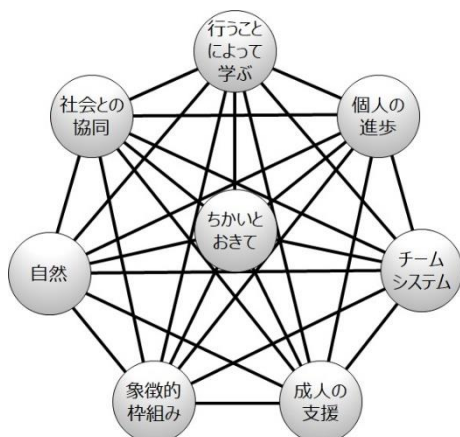
仲間たちの前で「ちかい」を立てるということは、個人的な約束を公にするだけでなく、集団のなかで他の人たちに対して社会的な約束をすることを象徴するものである。したがって「ちかい」をたてることは、自己教育の過程における最初の象徴的な一歩です。

スカウトの「おきて」は、スカウト運動の原理に基づき、スカウト一人ひとりと隊のメンバー全体としての生活の規律です。生活の規律が日常生活に適用されるという実際の経験を通して、スカウトの「おきて」はスカウト運動が人の生活の規律として提案する価値を青少年が理解するための具体的で実際的な方法を提供するものです。

「ちかい」と「おきて」は密接に結びついており、ひとつの要素として組み立てられています。

2. 班制教育（小グループ活動）

ベーデン-パウエルという言葉に示されているとおり、班制教育は、スカウト教育において進歩制度とらんで最も重要なものであり、これが欠ければスカウト教育でないといわれています。班制教育こそがスカウト教育がほかの諸団体の教育と異なるひとつの重要な特色であり、これが正しく活用されればスカウト運動の成功は疑いなく、隊の発展もまた疑いなく、隊の



「6人から8人の班に組織し、それぞれ信望のある班長のもとに別単位にして訓練することは、よい隊をつくる秘訣である。

班は、仕事のためであろうと遊びのためであろうと、訓練や義務のためであろうと、常にスカウティングする単位となる。」

(ベーデン-パウエル著「隊長の手引」)

(1) 班制教育の重要性

① 班は青少年の本能による自然の集団

青少年は放っておいても小さな集団をつくって行動します。これは青少年の本能です。家が近くであるとか、共通のあそびとかで、自然に少人数のグループをつくって行動しています。そして、そのなかには必ず中心となる子どもがいます。こうした青少年の生まれつきの特性を活かしたのが、スカウト運動における班です。

② 班制教育は青少年の人格形成に役立つ

班制教育は、自分自身で責任をもって班の運営に参画し、自分の役割をしっかりと担当していくことによって、責任感、指導性、協調性などが養われ、そのことが一人ひとりの人格形成に大きく役立っています。

③ 班制教育は隊活動を発展させる最良の方法

隊長は、隊員全員を集めて、直接一人で指導するものではありません。また、隊長は隊の運営すべてを一人でやってしまうものでもありません。まず、班長を指導し、彼らに班の運営や班員の指導をすべて任せることです。班長に絶対の信頼をおいて任せることが大切です。

この班制教育を十分に活用すれば、隊の発展は疑いないものとなります。

(2) 班制教育の実施

① 班の編成

隊長が実際に班の編成を行う場合には、家が近いとか、学校が同じであるとか、仲がよいとか、いろいろと考慮することになるが、十分考えなければならぬことは、同じ年齢のスカウトのみでなく、年齢の違うスカウトが少人数ずついることが、班の永続性からいっても教育面からいっても大事なことである。何よりも大切なことは、本人がどの班に属したいかである。

② 班長

「権威と責任を班長の手にはほんとうに委ねている隊は、最もよい進歩を遂げる。これぞ、スカウト訓練の秘訣である。」

(ベーデン-パウエル著

「隊長の手引」)

青少年がグループをつくると、そこには必ず中心となる子どもが自然にできます。班長は隊長が任命しますが、隊長が勝手に任命するのではなく、班員全員によって選ばれなくてはなりません。隊長は、班員によって選ばれた班長を、よほどのことがないかぎり覆すことなく班の決定を尊重すべきです。

③ 班長会議と班長訓練

班長会議は、上級班長、隊付と各班長をもって構成し、上級班長は座長となります。なお、隊長および副長は助言者として出席します。

この会議では、隊員の進歩や各班の成長のために、隊集会、隊ハイク、隊キャンプなどすべての隊行事や奉仕の計画など、隊のすべてのことを協議します。

隊長は助言者であるが、すべて会議一任というのではなく、会議の方向があまり好ましくない方へ進行した場合は、自分の

教育の意図と一致させるように、班長たちを導く必要があります。それには、隊長と班長は常に話し合い、深い心のつながりをもつことが最も大切です。

班長訓練は、隊長にとって最も大切な相互理解の機会であり、ふれあいの場です。いろいろな技能を班長に訓練をとおして教え、班長は班に戻って班員に技能を教えます。そして、班活動で行った成果を隊集会において各班が競い合うという流れが、班制教育活用の最も大切な点です。

3. 進歩制度（個人の成長）

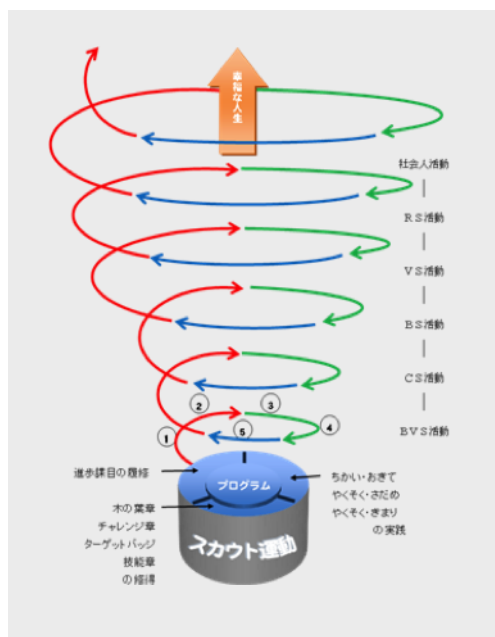
(1) 進歩制度のねらい

進歩制度の方式は、目標への挑戦計画（自発活動）を立て、その目標達成のために努力することによって修得します。そして、その成果を公認・公表し、表彰（進級記章・チャレンジ章・技能章の授与）をするものです。

いわゆる自発活動により、目標への挑戦計画、修得、成果の承認、記章の授与（公認・公表）という方式をとっており、このことによって次への進歩の意欲を起こさせることができます。

進歩制度は、プロジェクト法（目標設定を行い、計画を立てそれに基づき実施展開され評価反省する学習法）に則ったものであり、その基本である自発活動は、「良い社会人」として社会に貢献し、「幸福な人生」を過ごせる人になることに結びつかなければなりません。

そのため、青少年の発達段階に応じ、必ず修得しなければならない「必修課目」と、自分の趣味・特技により好むところを選んで修めることができる「選択課目」とが設けられています。



(2) 進歩の基準

「技能の基準とするところは、ある知識や技能において一定水準まで熟達することだけでなく、そうした知識や技能を得るために、その少年がどんな努力をしたか、という点である。」

（ベーデン-パウエル著 「隊長の手引」）

進歩の基準について、ベーデン-パウエルの言葉に示されるとおり、指導者は、注意深くスカウト一人ひとりの個性・能力・生活環境などを十分に把握し、スカウト自らが「やる気」を起こすように仕向けなければなりません。

(3) 進歩の要件

進歩の要件として次の3つが挙げられます。これらの要件がすべて満足されて、はじめて進歩が認められるのです。

いかに技能だけがよくできても、特別な事情もなく参加成績が悪いものは、スカウトとして進歩したとは認められないのです。また、このような場合、必然的にスカウト精神や「ちかいいおきて」の実践についても問題が残る場合が多くあります。このことは、必修課目および選

択課目修得のいずれにもあてはまるので注意を要します。

① **スカウト精神が高揚されること**

スカウト精神は、「ちかい」と「おきて」や、「スローガン」、「モットー」に表現されているが、これらの実行に常に最善を尽くすとともに、年齢や能力の発達に応じて理解を深め、さらに実行力の向上に努力していることが大切です。

② **参加成績がよいこと**

スカウトは、班（組）や隊での生活体験を通して成長していくものです。このため、まず班や隊の活動に進んで参加するよう環境を整えることが求められます。

ただし、欠席したときに、どのように指導するか。そのスカウトに一段上の進歩に対する挑戦の努力と意欲を起こさせるかがもっとも重要です。

スカウトのプログラムは、プロジェクト法に則ったものですが、例えば計画段階で欠席したとしてもプログラムに参加できるようなチャンスを与えてやることも指導者として大切です。

③ **技能が向上していること**

スカウトが、自分を高め、人のために役立つためには、技能の修得が必要です。進歩課程に示された課目を修得することは、スカウト精神の実践能力を身につけるために必須のものです。

(4) **進歩の励まし**

スカウトにやる気を起こさせ、次への進歩の意欲を盛り上げるために「励まし」は、指導のうえで重要なことです。

進歩の「励まし」には、隊長や班長からの「励まし」と、公の場で大勢の人々から受ける「励まし」（隊のセレモニー）などがあり、それによって、スカウトは一層の

誇りと自信を抱き、継続的進歩を習慣づけられていくのです。

4. **行うことによって学ぶ**

概念や知識を学習してから行動に移すのではなく、まず行動することによって得られる実体験をとおして、子どもたちが知識、技能、心構えを主体的、積極的に身に付けていくためのひとつの方法です。そして、このことは子どもたちが様々な実体験を通して新しい発見をし、そして、実践的に学んだものをどのように活用するかというプロセスを経て、仲間との活動などでの相互作用の中で、それぞれの個人の資質の発達に結びつけていくものです。

5. **自然のなかでの活動**

スカウト運動は野外が基本的な活動の場です。野外では同じことは二度と起こらないし、ごまかしの効かない場でもあります。また、野外で活動することは身体的な発達（運動すること）、知的発達（快適に過ごすために工夫すること）、社会性の発達（譲りあい、助けあわないとやっていけないこと）、精神的な発達（自然に接触することで人知を超えた存在を知り、リラクゼーションと自然の驚異に触れること）のすべての発達が促されます。自然は、郊外に行かないと得られないというものではありません。身近な生活のなかにも、大都会のなかにも、街なかの道端にも自然はあるのです。

6. **成人の支援**

スカウト運動は青少年たち自身が始めたものですが、彼らだけでできるものではありません。成人の適切な支援があつてこそ、教育運動になり得るのです。小集団は彼ら自身の学びの場ですが、彼らは成長途中の過渡期にあります。彼らの自立性を尊重しながら、成人が支援していくのがスカウト運動です。成人の役割には、スカウトたちと直接接触して活動する者、そうした成人指導者を育成する者、この運動を管理・運営する者の3種類がありますが、そ

れは適材適所であり、目標は「より多くの青少年により良いスカウティングを」提供することです。

7. 象徴的枠組み（シンボルの活用）

シンボルは想像力に訴えて人々が理解したり、概念を確認しやすくしたりするものとしてよく用いられます。シンボルの活用の目的は、青少年の発想を促すという方法で、彼らの想像力や冒険心や創造力、工夫する能力を高め、発達の方角性やスカウト運動の基礎にある価値観も確認する手助けをし、ボーイスカウトへの結集や団結を促すことです。

「スカウティング」というこの運動の名称そのものも、ベーデン・パウエルが（その時代の青少年を元気づける意図で）「スカウティング・フォア・ボーイズ」を書いたときに使った象徴的な言葉です。スカウティングという言葉は、辺境の森林地の人、探検家、狩人、船乗り、飛行家、先駆者や辺境開拓者達の仕事や特質を意味しています。スカウティングは、雄大な自然の中での冒険、堅く結ばれた集団、豊かな観察力、工夫に富んだ能力、簡素で健康的な生活を表し、これらの特質はすべてベーデン・パウエルが促進しようとしていたものであります。

現代のスカウト運動は、最初に作られたときよりも広い年齢層に向けられているので各年齢別部門は異なったシンボルを持ち、それは各年齢別部門の成熟の度合いに応じたものであり、その年齢別部門の特質である具体的な教育テーマに焦点が当てられているのです。

8. 社会との協同

2017年8月開催の第41回世界スカウト会議で採択された新しいスカウト教育法の要素です。

「**コミュニティ＝社会**」という言葉には、**何かを共有する人々の集まり**という意味合いがあります。スカウト運動で「コミュニティ」といえば、団・地区・都道府県連盟などスカウト運動に関連するもの、そして家

族・学校・国といったスカウト運動を取り巻くものの双方を意味し、当然に地域限定的なものであり広く国際的です。

それでは「社会との協同」に重点を置くことがなぜ重要なのでしょうか。

それは**スカウティングの基本原則と価値観の共有につながるから**です。スカウト教育法は主として地域限定的に実践されますが、それを通して地球規模の課題と重要事項に対する個々の意識の高まり、さらに地球規模の行動につながるとともに、より深い価値観の共有を推し進めることとなります。

スカウトそれぞれが生まれ育った地域社会がスカウトひとりひとりの成長に影響を及ぼすことから、実はスカウトたちは一連のスカウト活動を通してより深く自分を知ることになることはもとより、そのことを通してその地域社会が目指す目標達成の一端を担うことになります。

スカウトたちは「社会との協同」を通して様々な人々と協働し多様性を学びます。それゆえ、社会と向き合う、または社会の中に入る、ということで、スカウトたちは**文化の違いを乗り越えてお互いを理解する、また世代間に横たわる問題をしっかり認識する、そして様々な形で社会とより深くかかわる、といった力を身につけることができる**のです。

スカウトたちが習得することは中身が何であれ地域社会にメリットをもたらします。例えばスカウトが「もやい結び」を覚えれば、それがどんな風に人命救助に役立つのか、ということに結びつきます。また、たとえそれがスポーツ活動のような自分自身だけのためのものであったとしても、そのことで健康で活動的なスカウトが育つことから、それが地域社会をより良くするために奉仕する人材育成につながります。

社会に参画することによって、人々は「より良い地域社会を目指す」

という共通の目的のために結集し、より強固な絆を築くことができるのです。

「社会との協同」はまた、多くの人々にスカウティングの価値や目的を思い起こさせ、スカウティングの原点に思いを至らせることとなります。地域社会と関わりなくスカウトがたったひとりでより良い世の中を築くことなどできません。どのような規模であれスカウトが習得したことの積み重ねによってそれは築くことができるのです。

奉仕とは、単に他人に対して行うということではなく参画することです。すなわち他の人々とともに一緒に行うことなのです。「社会との協同」で大事なものはスカウトがより良い世の中を築くよう導くことであり、スカウト一人ひとりが市民としての自覚と責任を持って社会でどのような役割を果たすことができるのか自分自身で理解する、それが重要なのです。

考査・面接記章授与者一覧表

進歩/進級記章	考査	面接	記章の授与
ビーバー・ビッグビーバー	隊長の責任において	団内	団
うさぎ・しか・くま	隊長の責任において	団内	団
初級/2級/1級	隊長の責任において	団内	団
菊スカウト章	隊長の責任において	県連盟進歩担当委員会の責任において	所属県連盟
隼スカウト章	隊長の責任において	県連盟進歩担当委員会の責任において	所属県連盟
富士スカウト章	隊長の責任において	県連盟進歩担当委員会の責任において	日本連盟
木の葉章・小枝章	隊長の責任において		団
チャレンジ章	隊長の責任において		団
技能章	考査員/隊長の責任において		団

第4節 スカウト運動の組織と機能

1. 組織とは

スカウト教育において、その教育の運営を担当する基本組織は団です。団は教育を行う単位としての「隊」と、運営に責任を持つ「団委員会」で構成されます。隊には隊指導者が、団には団委員がいます。ほかに専門的知識を持ってアドバイスしてくれるインストラクターも

います。この基本組織を側面から支援するのが地区であり県連盟であり日本連盟です。

「スカウティングは運動であって、ただ単なる組織ではない」

(Scouting is a movement, not just an organization.) というベーデン・パウエルという言葉は、制度・規程・組織が有機的に機能してこそ運

動の目的が達成されるということを示しています。したがって、人を集め組織を作ったら「ボーイスカウト」ができたと思っははいけません。

しかし、現実の社会のなかでの活動である以上、そのおかれている環境が種々様々であり、常に基本どおりにできるとは限りませんので、基本の意義を十分に理解し、組織の自浄作用で常に軌道に乗せるような、工夫と努力が必要です。

自己流の試行錯誤や決定的な失敗を防ぐためには、組織内での役割分担とその内容や立場をわきまえた各自の責任ある行動によることが重要です。

しかも、運動の目的達成には、単にある地域の組織（隊・団）だけの活動ではなく、県連盟（地区）・日本連盟と深く関連して、広く世界スカウト組織を通じての運動を支える組織でなくてはなりません。

2. 団関係の組織

(1) 団組織

団は、青少年の成長のために家庭や社会と連携して援助し、純正なスカウト運動を継続的、発展的に提供できる運営の単位として存在します。

したがって、団には、青少年の心身の成長程度に応じた教育が一貫して行えるよう、ビーバー隊・カブ隊・ボーイ隊・ベンチャー隊・ローバー隊の5段階の隊が揃うのが標準です。ボーイ（カブ）隊は、スカウトたちが集まって作った班（組）で編成されます。

団は、青少年の教育を行う「隊」と、各隊の活動を支援する「団委員会」とにより構成され、それぞれ教育と運営・経営面を分担します。

(2) 育成会

育成会は、団が円滑に運営され、その存続を維持し、教育に必要な施設と経費について責任を負うための組織です。スカウト団を育成するために結成

された場合、既成の団体がスカウト団を後援する場合、そのいづれであっても、団と育成会との関係は、スカウトたちの自発活動の場を豊かにするための関係です。

したがって、育成団体（宗教団体・商工関係などの支援母体）の都合で、ほかの考え方が導入されたり、スカウト活動に支障を来たされたりすることがないよう育成会の規約などにおいて、このことを明示してスカウト活動が純粋にできるようにしなければなりません。

3. 県連盟（地区）組織、日本連盟

各都道府県には都道府県連盟（略称「県連盟」）が組織され、その地域でのスカウト運動を推進するとともに、他の青少年健全育成団体との友好関係を保つ目的をもって設立されています。

都道府県のなかに、地理的条件や交通の状況、団の数や分布状況、地域的な特徴などにより、必要に応じて県連盟は「地区」を組織します。その地域に所在する団はすべて「地区」の構成員になり、各団の主体性を妨げない範囲で相互の協調・協力によってこの運動の維持発展を目指して活動しています。

ボーイスカウト日本連盟は、日本におけるスカウト運動を振興させるために設立され、「公益財団法人」として認められています。

4. 世界スカウト組織

日本連盟は、世界スカウト組織としての**世界スカウト機構**（World Organization of the Scout Movement）に加盟・登録することを明記しています（教育規程2-1）。

スカウト運動の統一を目指し、世界的な発展と国際間の協力・援助・調整を図るために、世界スカウト機構が設けられています。これは**世界スカウト会議**、**世界スカウト委員会**、**世界スカウト事務局**から成り立っています。

(1) 世界スカウト会議

(World Scout Conference)

1920年にイギリス・ロンドンのオリンピアで、初めてスカウトの国際ジャンボリーが開かれた。大会終了後、この大会に参加した国々の代表者が集まり、第1回ボーイスカウト国際会議が開催され、2年ごとに国際会議を開くこと、国際事務局を設置することを決めました。

また、この会議に出席した国は、日本をはじめ、イギリス(連邦)・フランス・アメリカ合衆国など22か国で、これらの国々は創立加盟国として記録されています。以後、第二次世界大戦中を除き、この会議は2年ごとに開かれ、1961年の会議でボーイスカウト世界会議、1973年の会議で、世界スカウト会議に名称が変わりました。1989年からは、3年ごとに開催されるようになり、現在に至っています。

世界スカウト会議は世界スカウト機構における最高決議機関です。

(2) 世界スカウト委員会

(World Scout Committee)

世界スカウト会議の開かれないう期間は世界スカウト委員会にその権限が委託されています。世界スカウト委員会は、世界スカウト会議で選出された12人の委員並びに事務総長、監事、各地域委員会で選ばれた地域委員長または副委員長、世界スカウト財団の理事の一人によって構成されています。

世界スカウト会議で選出された委員は1期3年で、次回世界スカウト会議で新委員が投票で選出されます。再選が認められるのは1回のみです。

世界スカウト委員会は、最低年1回の会合と、必要に応じて開く臨時会合により諸事項を決定します。

また、同委員会は、その役割を

遂行するにあたり必要な小委員会またはその他補足的な機能を長期的または短期的に設置します。

(3) 世界スカウト事務局

(World Scout Bureau)

オリンピアの国際ジャンボリーの後、ボーイスカウト国際事務局がイギリス・ロンドンに設置されました。1961年に名称はボーイスカウト世界事務局、1973年に世界スカウト事務局に変更されました。

事務局は、1958年にカナダ・オタワに、1970年にスイス・ジュネーブに移転し、現在はマレーシアのクアラルンプールが本拠となっています。

事務局は、事務総長のもとに専従のスタッフがいます。専従スタッフは世界スカウト運動に必要な業務を執行します。また、6地域にサポートセンター(事務局)を設け、専従者を派遣しています。

それらは、ヨーロッパ(スイス・ジュネーブとベルギー・ブリュッセル)、アフリカ(ケニア・ナイロビ)、インターアメリカ(チリ・サンチャゴ)、アラブ(エジプト・カイロ)、アジア太平洋(フィリピン・マニラ)、ユーラシア(ウクライナ・ヤルタ)にあります。

5. アジア太平洋地域のスカウト組織

世界のスカウト運動は前記の6つの地域において、それぞれ「地域スカウト会議」、「地域スカウト委員会」によって運営され、「地域サポートセンター(事務局)」を置いている。「アジア太平洋地域」は、1956年に創設されました。

第5節 社会が求めるスカウト運動

今日、私たちが生活している社会環境は、経済の停滞感・家庭や社会の変化・個人の価値観の多様化など行き先不透明感だけではなく、多分野に亘る変貌が今後とも継続すると予想されます。一方、時代認識においては、「物から心へ」、「画一性より創造性を」、「受身より自立・自発性を」と変化しつつあります。さらに平和、環境、人権といった地球的諸問題を理解して地球規模で考え、地域で行動できる人の養成、地球市民意識を持つ社会人を育成することが求められています。

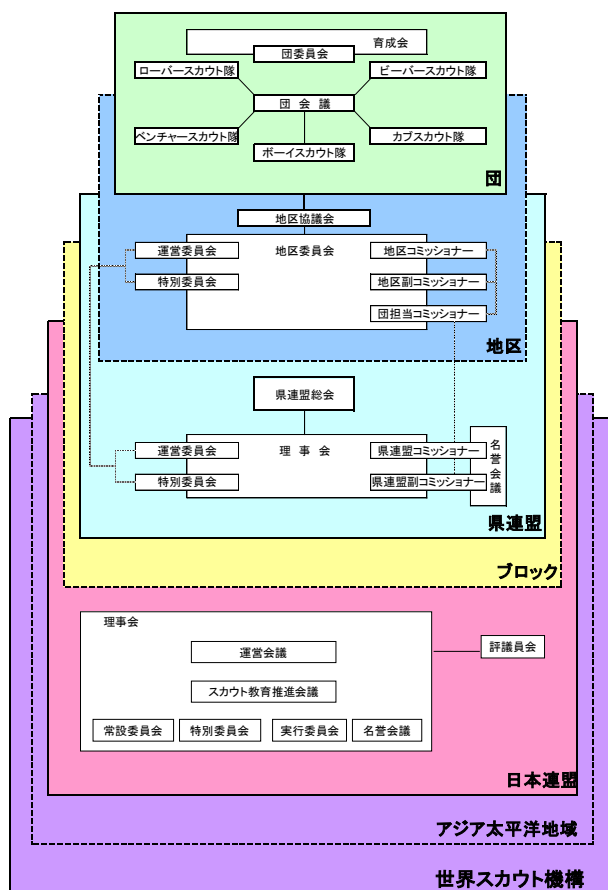
こうしたことに対してスカウト運動は、本運動の目的（教育規程1-1）にあるように、また、第1章でも紹介した「スカウト運動の使命声明」にもあるように、スカウト運動を通じて、地域社会や国際社会に役立つ有用な人材を育成しています。

ベーデン・パウエルは、私たちへの遺言

として「最後のメッセージ」のなかで、「幸福を得る本当の道は、他の人に幸福を分け与えることにある。この世の中を、君が受け継いだときより、少しでも良くするように努力し、あとの人に残すことができたなら死ぬときがきても、とにかく自分は一生を無駄に過ごさず、最善を尽くしたのだという満足感をもって幸福に死ぬことができる。幸福に生き、幸福に死ぬために「そなえよつねに」を忘れず、いつもスカウトの「ちかい」と「おきて」を守りなさい。神よ、それをしようとする君たちをお守りください」と幸福への道を説いています。

「いま大人の成すべきことは何か」を考えると、次代を担う青少年の育成が極めて重要でかつ必要であり、ベーデン・パウエルの「最後のメッセージ」を実行することが、社会が求めるスカウト運動へと導くこととなります。

スカウト運動の組織図
(コミッショナー関係を中心に)



第3章 コミッショナーとは

第1節 はじめに

本運動の創生期において、バーデン・パウエルはイギリス各地で活動方法、基準などの監督や相談に応じたようですが、本運動の拡大に伴って彼の代理者として「巡回監督」を任命しました。これは、まさしく団担当コミッショナーに通じるものであり、コミッショナーの原点だともいえます。その後間もなく「組織コミッショナー (Organizing Commissioner)」に名称が変更され、コミッショナーという言葉が使われるようになりました。

将来を担うスカウトとスカウト運動発展のためには、日本連盟内の各組織、加盟員および協力者が、一致協力してそれぞれの目的や任務に取り組まなければならない、これは当然ながら世界スカウト機構、日本連盟、県連盟の方針と規程に従って進めていくものです。しかし、各組織に関わる多くの人々の考え方、進め方、認識等のわずかな錯誤・差異や組織・人・活動の調整不足等によって、それぞれの活動展開のベクトルが集約化されず、個々ばらばらとなることは本運動の充実・推進にとって大きなマイナスとなります。

そこで、本運動の目的を達成し、大きな成果をもたらすためには、各組織に関

わる多くの人々が本運動展開のための基本的な考え方を共通理解し、運営や活動のベクトルを適正な方向に結集していくことが必要となります。このことを主体的に推進していく任務が不可欠であり、この任務を果たす立場にいる者を日本連盟ではコミッショナーと呼び、位置づけています。つまり、団担当コミッショナーから日本連盟コミッショナーに至るすべてのコミッショナーの基本的な任務は、本運動の目的、原理、方法といった普遍的なものの周知・普及と、これらに則した適正な判断を行うことであり、本運動の基幹である教育プログラムに関すること、青少年を支援する成人に関することなどの調整、実施、推進等を行うことです。

この「担い手」としての任務は、本運動を取り巻く今日的な課題に関連することが多く含まれているため、今後のコミッショナーの重点的な取り組みに大きな期待がかけられています。

取り組みにあたっては、日本全国の各地域で、よりきめ細かく、同時に本運動の単一性と系統性を保ちながら任務の達成が図られるように、地区、県連盟、日本連盟の各組織レベルにそれぞれコミッショナーが配置されています。

第2節 コミッショナーに求められる能力

青少年教育を進めている本運動にとって、スカウトの教育と指導者のトレーニングに関する事項はもっとも重要なテーマです。この教育・指導面に関しての責任者はコミッショナーであり、地区コミッショナーは地区委員会(地域)に、県連盟コミッショナーは理事会(都道府県)に、日本連盟コミッショナーは理事会(全国)に対してそれぞれ責任を負うものとなっています。結果的にスカウトである青少年の育成に貢献するという意味で、それぞれのコミッショナーは地区、県連盟、日本連盟における本運動の教育・指導面での代表です。

このように本運動の要の位置にあるコミッショナーは、当然ながら本運動が青少年に対して望んでいる「良き社会人」でなければなりませんし、「良き指導者」として模範を示す者でなければなりません。すなわち、コミッショナーには次のような能力が求められます。

(1) 基本的な能力をもつ

- ・ 青少年の教育を託するに十分な品性、経歴、社会的信望を有している。
- ・ スカウト運動の目的、原理、方法を正しく理解し、「ちかい」「おきて」の実践に努めている。

- ・ 本運動に対し情熱を持っている。
- ・ コミッショナーとして一定のトレーニングを受けている。
- ・ スカウト運動の成人に関する世界方針における成人のライフサイクルを理解し、自己評価と計画的な実践活動ができる。
- ・ 身体的に健康である。

(2) 適切な評価や判断ができる

- ・ 担当任務に関わる活動や組織について、正しい現状把握、分析と評価ができる。
- ・ あるべき姿や目標像を理解し

たうえでの、問題点や課題の抽出と解決の検討に前向きに取り組むことができる。

(3) 効果的な支援ができる

- ・ リーダーシップと、他の人との協調性を持っている。
- ・ 本運動の組織、任務、支援対象者の状況に応じた最適な支援方策が提案できる。
- ・ 支援における優れたコミュニケーション技法を身につけている。
- ・ 人や組織に対する総合的な調整能力や的確な判断力がある。

第3節 コミッショナーの心構え

コミッショナーは、次のような心構えが必要です。

(1) 積極的な姿勢で活動する

コミッショナーの活動成果は、受動的な取り組みでは決して生まれません。そのため、コミッショナー自らの働きかけ、話しかけなど能動的な取り組みが求められます。

この積極性を維持していくためには、コミッショナーとして状況を把握するなかで、任務の成果と課題の再確認をするなど、常に自分自身の活動評価を行うことが重要です。

(2) 謙虚な気持ち、態度である

コミッショナーの任務は、モノづくりや組織づくりでなく、あくまでも人づくりです。すなわち、コミッショナーの活動として支援する対象は成人指導者であり、その多くは個別支援です。その成人指導者に対して、まず同じ本運動の仲間として敬意と感謝を表し、活動の努力を認めることが大切です。組織の任務上で指導するということから、ともすれば「教えてやっている」ということにならないように、謙虚な気持ちと態度で接しなければなりません。

(3) 能力を高める努力を行う

先述のコミッショナーに求められる資質と能力を常に高めなければ、コミッショナーとして質が高く、適切でタイムリーなサービスの提供はできません。

特に、成人指導者を支援する立場にあることから、本運動の専門的知識や、指導上の技術や方法等について日々の研鑽が必要です。

(4) 協力者を得て、協働して活動する

コミッショナーの任務は広範囲であり、専門的なことも含まれます。それを一人のコミッショナーで取り組もうとしても当然、時間的、技術的に困難であるのは明らかです。

そのために、団担当コミッショナー、副コミッショナー等が設けられており、これらほかのコミッショナーと適宜任務の分担を行い、また地区委員会、理事会およびトレーナー等との良好なコミュニケーションを保つなかで、協力要請や協働して作業を進め、コミッショナーの任務を果たしていく必要があります。

第4節 コミッショナーの任務

スカウト運動において、「実際」の活動が充実して「標準」の形になってこそ、はじめて理想の姿を実現化できます。

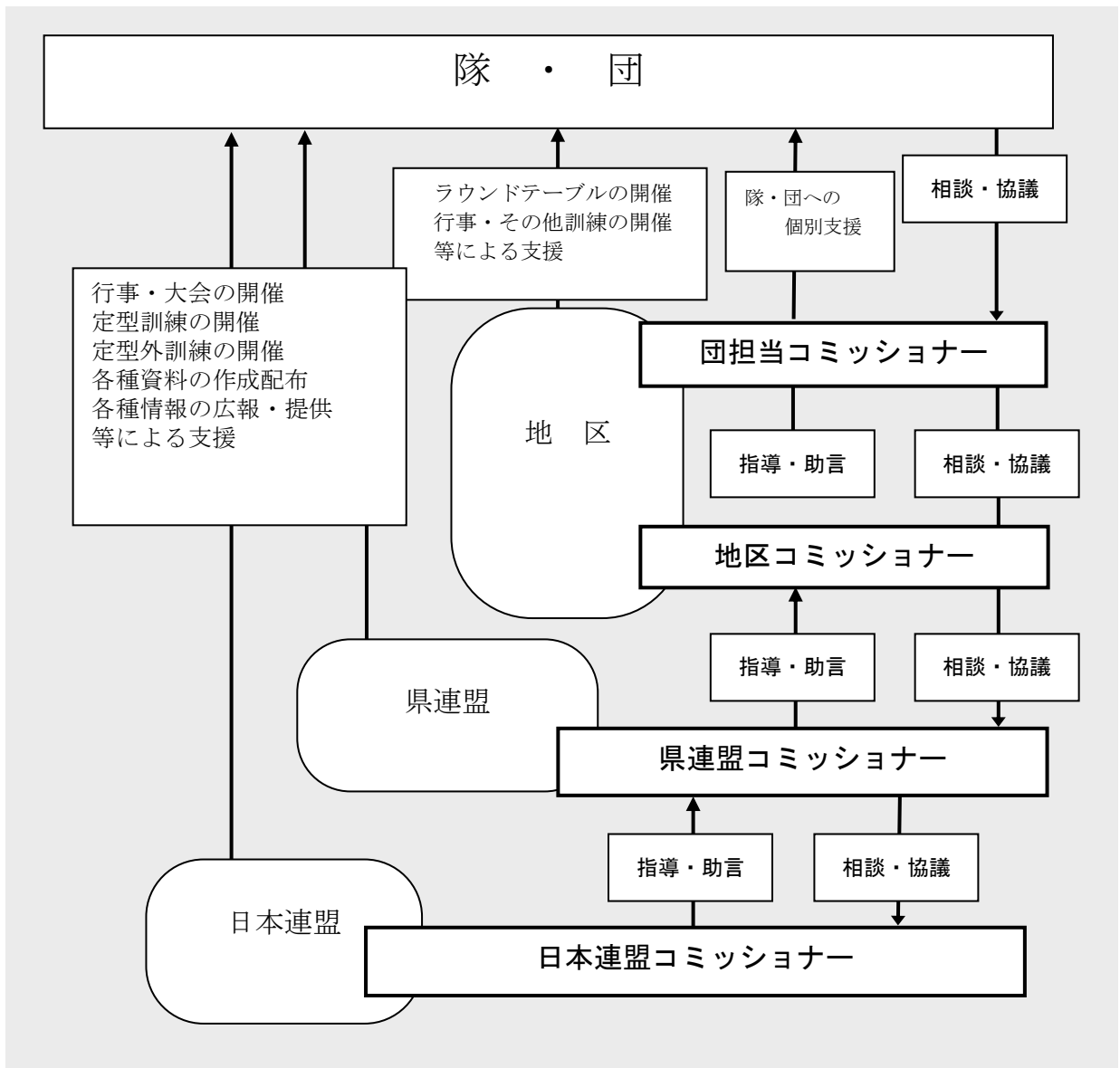
この「標準」と「実際」は、コミッショナーの任務を遂行するうえで重要なキーワードであると考えられます。団担当コミッショナーから日本連盟コミッショナーまでの各組織レベルのコミッショナーすべてが、本運動の基盤組織である隊・団の充実に向けた「標準」と「実際」を踏まえた支援を行うことが求められます。

コミッショナーの任務は、本運動の目的、原理、方法といった普遍的なものの周知・普及と、これらに則した適正な判断を行うことです。同時に、本運動の基幹である教育プログラムに関すること、それを支援する成人に関することなどの調整、実施、推進等を行うことです。このような意図から、コミッショナーは本運動の教育・指導面の代表者であると教育規程に定められています。

地区コミッショナーは「地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面および指導面で地区を代表する。」（教育規程5－8④（2））と規定されています。同様に県連盟コミッショナーは県連盟理事会に対する責任および教育・指導面の県連盟の代表であるとされており、コミッショナーは青少年教育団体としての本運動の根幹部分である教育・指導面についての責任者であることが明記されています。

このことから、本運動の存在意義や、活動成果に直接関わる重要な任務であることをコミッショナー自身がよく認識し、本運動の推進者となって直接的・間接的に各隊・団への支援を行うため、団担当コミッショナーは隊・団に、地区コミッショナーは地区に、県連盟コミッショナーは県連盟に、また日本連盟コミッショナーは我が国の運動全般に対して指導・助言を行う任務を有しています。

<隊・団を支援するコミッショナーの連携概念図>



「指導」と「助言」について

コミッショナーは各組織や成人指導者に対して支援する任務があるが、その支援の手法としての「指導」と「助言」の捉え方が、コミッショナーの具体的活動の基本方針となるため、次のように考えます。

「指導」とは、本運動の基本原則や教育規程、各組織の運営方針などに示されている目標やあるべき姿を示し、それに向かわせ、適合するように教え、導くこと。

「助言」とは、支援対象者の意向や自主性を尊重しながら、現状を改善する方向性や具体策の提案を示す（アドバイスする）こと。

第4章 コミッショナーと青少年プログラム

第1節 スカウト運動の使命と青少年プログラム

1999年の世界スカウト会議で採択されたスカウト運動の使命声明は、世界スカウト機構憲章に則り、今日の世界の中でのスカウト運動の役割を再確認することを目的としています。スカウト運動は、単なるレクリエーションの活動を提供するものではなく、教育的意図をもった青少年のための運動ですが、この使命声明を採択するにあたり、今日、世界中で展開されているスカウト運動では、このことが阻害されている可能性があることが指摘されました。スカウト運動の果たすべき使命、運動の目的が正しく理解されていないという問題です。

例えば、

- ・ 「キャンプ」などの野外活動は、青少年の成長を促すという運動の目的を果たすための手段（方法）の一つであるということが、運動に関わるすべての人々に理解されているか。
- ・ スカウト運動は果たして地域社

会から遊離したものになっていないか。

- ・ 思春期以降の年代の青少年にとって魅力的な活動になっているか。

という問題です。

いかなる国の連盟であろうとも運動の使命に関することは、重大かつ普遍的なものとして捉える必要があります。もし、このことを軽んじれば、運動の目的達成が困難になるばかりでなく、運動に対する社会のイメージについても誤って理解されることになるでしょう。

上記の例は、青少年プログラムに大変関連深いことです。そこで、コミッショナーは、スカウト運動の使命を果たすための手段である「青少年プログラム」を理解し、これが各隊で十分に展開されるようにそれぞれのコミッショナーの担当する分野、領域で積極的に関わっていかなくてはなりません。

第2節 青少年プログラムとは何か

青少年プログラムとは、青少年がスカウト運動で体験する「すべて」のことが運動の目的と原則によって方向づけられながら、スカウト教育法を用いることによって行われる教育と個人の成長という面での段階的な枠組みであり、過程です。ボーイスカウト部門のハイキングを例にとって説明すると次のとおりです。

ハイキングはスカウト運動以外に学校や家庭でも、あるいは友達同士でも行うことができますが、それらのハイキングとスカウト運動で行うハイキングの違いは第一にその目的にあります。スカウト運動では、例えば体を動かすという身体的な成長や自己の限界への挑戦、あるいは自然の中での新たな発見、観察力や洞察力を培うといった身体的だけでなく知的、情緒的、精神的、社会的発達を促すという教育的な目的をもって行

います。しかし、目的をもったハイキングというものはほかの青少年団体でも行われています。そこでスカウト運動では、ハイキングという目的のある活動を行うのに特別な方法を用いることを特色としています。これは、「ちかい」と「おきて」、班制教育、進歩制度などを要素とするスカウト教育法といわれるそれぞれの青少年の成長度合に適応した段階的な自己教育のシステムを用いて行うことです。このように、スカウティングにおいて青少年が何を行い（活動）、どのように行い（スカウト教育法）、なぜ行うのか（目的）の必須の三要素が欠けることなく、調和したものが青少年プログラムであり、これがスカウト運動の目的を達成するための手段です。

青少年プログラムで忘れてはならないのは、青少年がスカウト運動に参加す

る理由は、「教育」に興味があるからではなく、自分たちの期待に応えてくれる、楽しくてやりがいのあるものに魅力を感じるからです。

青少年は、ハイキングやキャンプを行うことがどんなに自分の成長にとってよいことかに意義を感じるのではなく、例えば大自然の中でコンパスを用いずに進路を発見する方法や、マッチやライターを使わずに火を起こす方法といった冒険的な活動や挑戦に興味を持っているからです。したがって青少年プログラムは、青少年の興味、関心、ニーズといったものを反映した魅力的な活動でなければなりません。

青少年プログラムの本質は、青少年の意思決定の能力を発達させるということを含んでいます。青少年プログラムは、青少年がそれぞれの成長の度合（年齢）に応じて、参加している隊のプログラムに関する決定をしたり、活動の計画やルールづくりをしたりすることで、自分たちの判断や行動に責任をもつようになるプロセスを体験することです。それは彼ら自身のニーズをそこに反映させる方法であり、活動に参加することの意義

を見つけることです。その結果、スカウトの「自発性」や「自主性」が高められることとなります。そのことを指導者（大人）が見失ってはなりません。

ところが、指導者（大人）が自らの手によって魅力的な活動を提供し続けなければならないと思ってしまった場合、青少年の意思決定能力を培う機会を失うことになるのです。

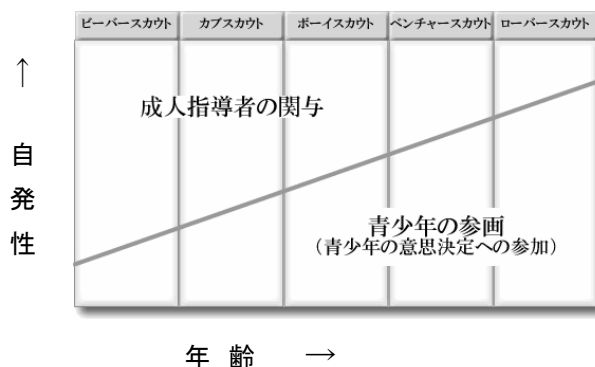
青少年プログラムは、スカウト運動で青少年が体験する「すべて」のことです。つまり、青少年プログラムには、ハイキングの計画を立てたり、キャンピング中に食事の支度をしたり、隊集会の後片付け、班で活動するなかで起こる日常的な事柄等すべてが含まれるのです。青少年が意思決定に参画することによって、こういったことも意義ある大切な活動のひとつになるのです。しかしながら、ときとして活動を円滑に行うという表面上の理由から、指導者（大人）が、その機会を青少年から奪ってしまうことがあります。スカウト運動は、青少年の希望を単に大人がかなえてやるものではありません。

第3節 青少年の参画

青少年プログラムは、以上のように「青少年の参画」、言い換えると「青少年の意思決定への参加」を基盤にしています。ここに各部門のスカウトの自発性と指導者の関与の図があります。

この図は、「青少年の参画」と「指導者の関与」の度合いを示しており、スカウトの成長をイメージするものでもあります。したがって、この図は、スカウトの年齢に伴って「青少年の自発性」が増していく度合を表しています。つまり低年齢では指導者が主導することが多いが、年長になるほど個々のスカウトに決定させ、責任を持たせる、青少年の成長の度合いによってスカウトが主導し、指導者はそれを支えるといったスタイルをより多くとることとして捉えることができます。

1993年の第33回世界スカウト会議で採択された「意思決定への青少年加盟員の参画に関する方針」（注：日本



連盟発行翻訳資料) のなかでは、方針の採択にあたり「スカウティングは、大人が管理・運営する青少年のためのものではなく、大人に支えられた青少年の運動である」ということが確認されています。そしてこのことから、「スカウト運動は、青少年と大人が熱意と経験を共有しあうなかで、「ともに学ぶ」ことができる社会を築く可能性を提供するものである」としています。青少年にとって魅力

的で、しかも社会の現実に十分に適応した質の高いプログラムは、この実施を支援する大人をも魅了するものとなります。

「青少年の参画」は、青少年のための活動を行っているほかの多くの団体でも真剣に取り組まれています。「青少年の参画」については、ロジャー・ハート氏により開発された「参画のはしご」(1992)が有名です(ロジャー・ハート著『子どもの参画』萌文社)。これは、ハート氏がユニセフとの共同プロジェクトなどから、青少年が参画していく過程を「はしご」を用いてモデル化し、説明したものであり、8つの参画の段階を示しています。前図とともに参考にしてください。「青少年の参画」という考え方は新しいものではなく、スカウト教育法は運動の開始当初から「青少年の参画」を基盤にしています。ベーデン-パウエルは次のように述べています。

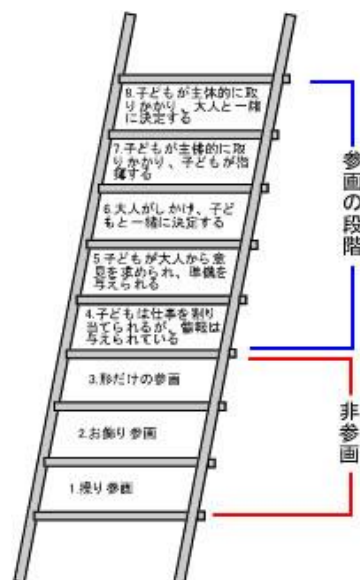
「パトロール・システム(班制教育)は、少年たち一人ひとりが班の発展のために個人的な責任を担っているということをつからせるようにするものである。そして、各班が隊の発展のために明確な責任をおっていることをつからせるものである。……このことを通して、スカウト自身が徐々に隊の活動にかなりの発言権をもっていることを知ることになる。これが隊を形作るパトロール・システムであり、スカウティングのすべては真の協働作業を行うものである」
(ベーデン-パウエル著『隊長の手引』-国際版)

スカウト運動は、教育的な運動であり、青少年の「自発性」を効果的に引き出すものです。そのためには彼らが安心して「参画」できる場を提供し続ける必要があります。そして、この「青少年の参画」は青少年プログラムの領域だけでなく、組織の管理・運営機構の面でも反映される必要があります。

* * * * *

ロジャー・ハートの「参画のはしご」

この「はしご」は、大人と一緒に何らかのプロジェクトで活動をする子どもの自発性と協同性の度合いを比喩的に表しています。はしごの上段に行くほどに子どもが主体的に関わる程度を示しています。ただし、いつも8段目が良いというものではなく、活動内容や子ども達の能力、やる気などによって度合いは変わり4段目以上であれば「参画」と説明しています。もっとも避けなければならないのは3段目以下の段階であり、これは「参画」とは言えないとしています。



1. 操り参画・・・「欺き参画」ともいう。取材などで画面に子どもの絵が欲しいために、子どもをお菓子でつって画面に登場させ、視聴者には「子どもも参加していますよ」というメッセージを送るような場合。
2. お飾り参画・・・子どもをだましてはいないが、子ども自身は意味を分かっていない場合。デモ行進などで子どもに「〇〇反対」などと書かれたTシャツを着せているような場合。
3. 形式的参画・・・「子ども議会」などでよくあるケース。子どもに市長に質問させる。しかし、質問項目のシナリオが与えられていて、事後もそのことを取り上げないような場合。

以上の1～3は子どもが充分意味を分かって参画していないので、参画とはいえない。

4. 与えられた役割の内容を認識した上での参画・・・そのプログラムについて意見を言ったり決定に参加したりすることはできないが、とにかく何のためにやっているかを子どもは分かっている。学校が行う街頭募金活動などによく見られる。また、子ども歌舞伎などの伝統行事にもよくあるケース。
5. 大人主導で子どもの意見提供ある参画・・・子どもは少なくとも意見を言うことはできる。決定権は大人が握っている場合。
6. 大人主導で意思決定に子どもも参画・・・子どもは意見を言い、最終的な決定を大人と子どもと共同で行うケース。
7. 子ども主導の活動・・・子どもが企画し、運営し、評価をする。学園祭などの出し物ではこのケースがよく見られる。子どもの普段の遊びはほとんどがこれに相当する。
8. 子ども主導の活動に大人も巻き込む・・・学園祭で子どもたちが寸劇を作り、ある場面に先生にも出してもらうようなケース。ハートの参画論は、子ども主導の活動よりも、大人を巻き込む活動を上位に置いていることに特徴がある。

ハート氏は、8段目をめざして欲しいが、ケースによって4段目以上であればよいとも言っています。3段目以下の「非参加」は絶対に避ける必要があります。

* * * * *

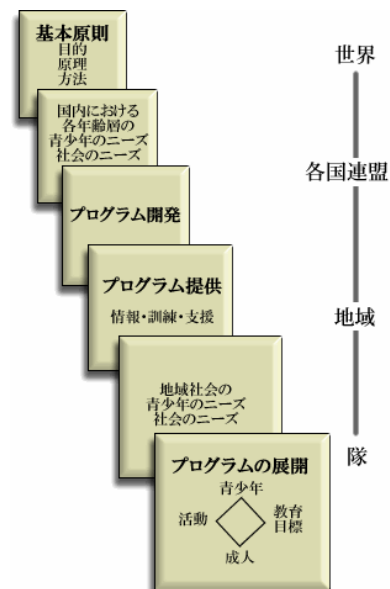
第4節 スカウト運動の基本原則から青少年プログラムの展開まで

青少年プログラムにコミッショナーがどのように関わるのかを考える前に、青少年プログラムが実施されるまでにどのような流れがあるのかを理解する必要があります。

青少年プログラムは、スカウト運動の基本原則に基づきながら、それぞれの国における青少年のニーズ、社会のニーズに適応するように各部門のプログラムが開発されます。この各部門のプログラムは一度組み立てられれば、そのままよいというものではありません。スカウト運動が提供するものは、今の青少年のためのものです。このことはベーデン-パウエルが繰り返し「スカウティングは運動である」と注意していることです。そこで、青少年のニーズ、社会のニーズを反映するために絶えず見直しが行われるものです。そして、ハンドブックを始めとする必要な資料や、スカウトを支援するための指導者の訓練、さまざまな情報が提供されます。また、青少年プログラムは、スカウトと指導者の協力関係によって、さまざまな活動を隊のなかで行うとき

「実施・展開」されます。これがスカウト運動の基本原則から、青少年プログラムが実施・展開されるまでの流れです。

そして、この流れが成立するためにもっとも重要なことは、青少年プログラムの基本原則から開発、提供、実施という流れをつなぐための、さまざまな経歴や経験をもつ成人指導者の存在なのです。



第5節 コミッショナーと青少年プログラム

以上の流れを踏まえて、コミッショナーは、質の高い青少年プログラムがそれぞれの隊で実施・展開されるようにそれぞれの分野、領域で関与する必要があります。もちろんここでいう質の高いプログラムとは、基本原則や方法に則りながら、青少年のニーズに応えた魅力ある活動を青少年と指導者の協力関係によって行うことで実現されるというものです。

ここでひとつの例を考えてみましょう。あるコミッショナーは地域内のスカウトの進歩を促進することがコミッショナーとしての最重要の関与だと考えるかもしれません。進歩促進のためのスカウトや指導者を対象とした講習会、あるいは各隊における進歩の在り方のバランスをとるための研究会を計画するかもしれません。こういったことはそれぞれの地域の状況では必要なことでもありましょう。しかし、「進歩課程」というものは、スカウト教育法のひとつの要素であり、スカウトの興味や関心を惹きつけ、自学自習を行うためのひとつの手段であり、それぞれの部門のプログラムを構成している要素です。ただそれだけをもって、質の高いプログラムにはならないということです。

質の高いプログラムが提供されるために必要なコミッショナーの関与について、いくつかを例示します。

- ・ それぞれの地域の青少年と社会がどのような状況にあるのかを把握しているか。
- ・ 各部門プログラムは、それぞれの年代に応じたスカウト教育法によって展開されているか。
- ・ スカウト運動に参加を希望する青少年を、速やかに受け入れられる体制が、それぞれの地域で整えられているか。
- ・ 青少年プログラムを展開するうえで必要な指導者が獲得され、必要な支援がなされているか。
- ・ 「青少年の参画」を青少年プログラム面はもちろん、管理・運営面でも反映させているか。

- ・ 青少年プログラムの展開を阻害しているものはないかを検討しているか。

以上のようなことは、ほんの一部であり、それぞれの分野や領域でこのほかにも多くのことが考えられよう。次に上記以外で具体的に考慮しなければならないことを挙げます。

1. 安全について

「青少年プログラム」は、あらゆる年齢層の青少年に意思決定に関わる能力を培う要素を含んでいますが、このことはスカウトたちを自由奔放に活動させることではありません。スカウト運動における大人の役割のひとつとして、スカウトたちが活動をしていくうえで、肉体的、精神的健康を害するおそれがある場合、断固としてこれに立ち向かわなくてはなりません。

スカウト活動にあたって、スカウトたちの健康と安全を守ることは重要なことです。スカウティングが野外・自然の中での教育を原則とする限り、常に人命にさえかかわるような危険性をはらんでいるものと覚悟しておかねばなりません。「安全はすべてに優先する」。スカウト活動中に起こりうるあらゆる危険を予知し、その危険を避けることによって傷害や疾病を防止し、生命を守り、快適なスカウト活動ができるよう心がけなければなりません。

この問題は単に隊の指導者だけでなく、団委員、地区、県連盟の役員も含めて、広くスカウト運動に関係する人々が認識すべきことです。もちろんスカウトの保護者にも銘記してもらわなければなりません。また、活動の主体であるスカウトにも、その成熟度の差異はあるが、自らの安全を確保する態度、知識、技能を十分に習得できるように指導することを共通に理解していなくてはなりません。

安全に関する参考書籍には、次のようなものがあります。

『安全入門』（日本連盟発行図書）、
『安全管理ハンドブック』（日本ジャ

ンポリーほか各種主催事業ごとに発行)、「指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック」、大阪連盟発行図書 『野外活動の安全Q&A』『野外活動の安全Q&AⅡ』

また、日本連盟からも必要に応じ、「安全に関する配慮」といった通知が送付されるので、内容を確認し、コミッショナーとして確実に情報を周知させるとともに、スカウト活動に関連して有用な保険、特にそなえよつねに共済についても十分に理解する必要があります。

2. スカウト運動に参加を希望する青少年について

スカウト運動は、すべての青少年に開かれています。したがって、「ちかい」と「おきて」を受け入れ、スカウト運動に参加を希望する青少年は、速やかに受け入れられるようにしなければなりません。そのためには、各地域内での団の受け入れ体制を把握し、必要に応じて整備する必要があります。スカウト運動の教育的なアプローチは、「個人」が中心です。このことは青少年が、それぞれ個性の異なる存在であり、異なる欲求、能

力、成長のペースを持っているという考えに基づいています。

そして、スカウト運動はそのような青少年個々の欲求に応え、その能力を伸ばす手助けをしようとするものであり、いかなる青少年をも予め決まった「理想の型」に当てはめたり、前もって設定されている「基準」を達成させようとしたりするものではありません。こういったことから「すべての青少年」にスカウト運動は適応できると考えられています。

しかしながら、隊・団でスカウト運動に参加を希望する青少年が、速やかに円滑に受け入れられていない場合が考えられます。例えば、女子の参加や障害のある青少年の受け入れです。ある隊・団では、そのときの状況により、適切な対応が困難な場合があるかもしれません。この場合、ほかに受け入れができる隊や団を速やかに紹介し、そのうえで自隊・団においても受け入れができるように措置を講じるよう努力する必要があります。スカウト運動はすべての青少年に開かれたものであることから、徐々にでもその体制を整えていく必要があります。

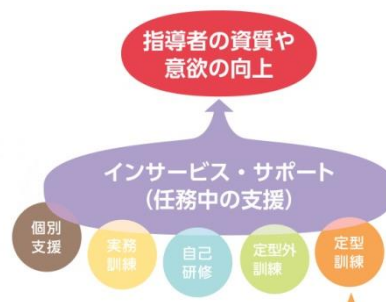
第5章 コミッショナーと指導者養成

第1節 指導者養成体制の考え方と方向性

隊指導者養成は長きにわたって、一定の場所で一定の期間内に一定の学習を共同で集中して行なう（体系的共同（集合）型訓練：ボーイスカウト講習会、ウッドバッジ研修所、ウッドバッジ実修所、定型外訓練等）訓練を中心として行ってきました。

しかし、この形式での訓練は一定の成果を挙げてきたものの、それぞれの持つ個性、環境、能力に対応した支援や研修の提供は難しいとの考えから、日本連盟指導者養成委員会では、隊、団の指導者を支え、モチベーションを維持し、さらに高め、スカウト運動に関与する成人指導者の一層の質的向上を図るため、集合訓練のみに頼るのではなく、隊指導者が日頃から環境に応じた支援が受けられるように、指導者養成の枠組みを「体系的共同（集合）型訓練」を中心として考えるのではなく、「任務中の支援（インサービス・サポート）」を通して取り組むことを提言するとともに、次世代の指

導者養成の仕組みを考えていくこととしました。このため、「体系的共同（集合）型訓練」は、指導者を養成する新しい体制の一部として位置づけ、指導者養成訓練体系を策定しています。



これは、世界スカウト機構が発行する「アダルトリソーシスハンドブック」においても成人への施策（活用、支援、研修方法等）については、「任務中の指導者への支援」の重要性が提示されており、現在の指導者養成体制はそれに沿ったものとなっています。

第2節 指導者研修におけるコミッショナーの任務

世界スカウト機構の「スカウト運動における成人に関する世界方針」（2011）に基づく成人指導者のライフサイクルにおいて、指導者研修の重要性とその機能を十分に理解し、指導者の学習を支援するために適切なトレーニングを提供

し個々の指導者の自己研修を促すことが必要です。

指導者研修の企画および計画を策定し、トレーニングチームを統括して指導者研修を実施することはコミッショナーの重要な任務のひとつです。

第3節 指導者研修の重要性

教育運動に携わる成人指導者、とりわけ直接スカウトのプログラム活動や指導者の養成に関与する指導者（団や隊の

指導者、コミッショナー・トレーナー等）にとって絶えず研修に励むことは、その任務を遂行する上で重要な責務です。

第4節 指導者研修の提供

指導者の研修は、指導者がその任務を果たすうえで必要な、「知識」や「技能」、教育運動に携わる者としての「心構え」

を、その経験やライフサイクル、スカウト運動における任務に応じて獲得できるように提供されなければなりません。

いうまでもなく、指導者研修の対象は成人です（ウッドバッジ研修所においては19歳以上のローバースカウトも含まれる）。「成人」とは、限りなく自己の成長を完了し、自分で決断をし、自分の決断に責任を持つことのできる人になることです。また、成人の特徴は、一定の社会的経験を積んでおり、その経験に基づいて学習の積み上げを行うことによって効果的な学習のできる人です。したがって成人を社会経験の少ない子どもたちと同じような方法で学習させ

ることは学習の効果を十分に挙げることができないばかりか、かえって学習効果が損なわれるといわれています。

つまり、指導者の研修においては、この運動に参加しようとする一人ひとりの成人について、そのプロフィール（年齢、過去の経験や体験、職業や技能など）や研修ニーズに応じて、できる限り個別の学習を支援することによって、より効果的な研修を提供することが可能となります。

第5節 指導者研修の組み立て

指導者研修は、指導者のライフサイクル（初任期か在任期かまたは経験者かなど）と、スカウト運動における任務（隊・団の指導者かコミッショナーかなど）によって組み立てられています。

<隊・団の指導者の研修>

	導入課程	基礎課程	定型外訓練	上級課程
隊指導者	ボーイスカウト講習会	ウッドバッジ研修所 スカウトコース 課程別研修	ラウンドテーブルおよび研究会・研修会・セミナー等の定型外研修	ウッドバッジ実修所
団指導者		団委員研修所		団委員実修所

<コミッショナーの研修>

	基礎課程	在任期研修	上級課程
コミッショナー	コミッショナー研修所	研究集会等	コミッショナー実務訓練

<トレーナーの研修>

	初任期研修	在任期研修	経験者研修
トレーナー	副リーダーートレーナーコース	トレーナー研究集会など	リーダーートレーナーコース

1. 隊・団の指導者の研修

(1) ボーイスカウト講習会

ボーイスカウト講習会は、18歳以上の者を対象に開設し、参加者が本運動の概要とスカウト教育の原理と基本的な方法とについて知することを目的とする（教育規程施行細則8-3-1）。

内容としては、「スカウト運動が社会に役立つ運動であること」と「成人の参加と支援が必要なこと」を理解し、この運動に対する「成人としての関わり

方の基本」を知ること重点をおいています。

(2) ウッドバッジ研修所

スカウトコース

ウッドバッジ研修所スカウトコースは、加盟員で導入訓練課程の訓練を修了した者を対象として開設し、参加者がボーイスカウト指導者としての責務を果たすことができるように、スカウト教育に関する基本的な内容を

習得することを目的とする。(教育規程施行細則8-3-2)。

(3) ウッドバッジ研修所

課程別研修

ウッドバッジ研修所課程別研修は、スカウトコースを履修した者を対象としてビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウトおよびベンチャースカウトの各課程に区分して開設し、参加者が当該部門の隊長としての責務を果たすことができるように、隊運営に関する基礎的な方法を習得することを目的とする。(教育規程施行細則8-3-2②)。

(4) スキルトレーニング

スキルトレーニングは、導入訓練課程の訓練を修了した者が取り組み、隊長として一定のスカウト技能を身につけていることを認定することにより、プログラム立案能力を高めることを目的とする(教育規程施行細則8-3-3)。

(5) ウッドバッジ実修所

ウッドバッジ実修所は、隊指導者基礎訓練課程を修了した後、隊指導者の経験を有する者を対象として開設し、参加者が当該部門の隊長としてのプログラム推進能力を高めることを目的とし、第二教程に進む前には、スキルトレーニングを修了することが条件となる。第二教程は課程別に開設される(教育規程施行細則8-3-4)。

(6) 団委員研修所

団委員研修所は、導入訓練課程の訓練を修了した者を対象として開設し、参加者が団指導者としての任務を理解し、団の管理と運営の能力を高めることを目的とする(教育規程施行細則8-3-5)。

(7) 団委員実修所

団委員実修所は、団委員基礎訓練課程を修了した者を対象として開設し、参加者が自団の問題解決や将来に向かっての施策を推進する能力を高めることを目的とする(教育規程施行細則8-3-6)。

(8) ラウンドテーブル

コミッショナーが主宰して年間計画に基づいて定期的開催する隊指導者研究会です。ウッドバッジ研修所等の定型的な研修内容を補完し、各隊の実情に基づく隊の運営方法や、プログラム研究などについて参加者が体験に基づき相互に研修する場です。また地区の実情に応じて技能研修を含む場合もありますが、日常的な隊指導者研修の重要な場です。

(9) 隊・団指導者のための定型外研修

ボーイスカウト講習会、ウッドバッジ研修所、団委員研修所、ウッドバッジ実修所等は、日本連盟によってその日程、課目やスタッフの編成、研修内容等の基準があらかじめ示され、それに基づいて実施される研修で、「定型訓練(コース)」と呼ばれています。このような定型的な研修では、個々の参加者の個別の研修ニーズや、地域の特性等に充分に対応できない場合があります。このためコミッショナーはそれを補完するために、担当地域の指導者のニーズや地域の特性に応じた研究会や研修会を開催するように努めなければなりません。

しかし、こうした集団的な取り組みである定型外研修だけではなく、コミッショナーやトレーナーとの日常的な接触も重要であることに留意する必要があります。

2. コミッショナーの研修

(1) コミッショナー研修所

コミッショナー研修所は、隊指導者上級訓練課程修了者で、各種コミッショナー、その候補者、または都道府県連盟等役員およびその候補者を対象として開設し、参加者が本連盟の方針とその規程に従い、コミッショナーの任務を理解し、その任務を遂行する能力を身につけることを目的とする(教育規程施行細則8-3-7)。

(2) コミッショナー上級訓練

コミッショナー上級訓練は、コミッショナー基礎訓練課程を修了した者を対象として取組み、参加者がコミッショナーの任務の遂行に必要な知識と技能を高めるとともに、教育面での指導力の向上を促進することを目的とする(教育規程施行細則8-3-8)。

(3) コミッショナー研究集会

コミッショナーの定型外研修として、日本連盟が開催する全国県連盟コミッショナー会議および県連盟が開催するコミッショナー研究集会等があります。これらの集会では、日本連盟および県連盟の方針、教育規程の改正、プログラムの改定、指導者研修の推進等の重要な課題について意見交換および伝達が行われるとともに、それぞれのコミッショナーが担当する地域の実情を踏まえ、教育指導面での運動推進に必要な技量を高めるための相互研修が行われます。

3. トレーナーの研修

(1) 副リーダートレーナーコース

副リーダートレーナーコースは、隊指導者上級訓練課程修了者で副リーダートレーナーとなる適性を有する者を対象に開設し、参加者が本連盟の指導者の訓練方針と訓練体系を理解し、各種の指導者訓練、特に導入及び基礎訓練を行う技能を修得することを目的として開設される(教育規程施行細則8-2-2)。

(2) リーダートレーナーコース

リーダートレーナーコースは、副リーダートレーナーでリーダートレーナーとなる適性を有する者を対象に開設し、参加者が本連盟の指導者の訓練方針と訓練体系の理解を深めるとともに、各種の指導者訓練、特に訓練の企画及び実施するための技能を修得することを目的に開設される(教育規程施行細則8-2-3)。

(3) トレーナー研究集会

および各種セミナー

トレーナー研究集会は、リーダートレーナーおよび副リーダートレーナーの定型外研修として、毎年1回、日本連盟が主催してブロックまたは県連盟単位で開催されます。集会では、日本連盟の研修方針および定型コースの改定内容等の伝達、トレーナーとしての資質を向上させるための研修が実施されます。研究集会への参加は、トレーナーとしての継続委嘱条件のひとつとなっています。

また、日本連盟は、安全促進フォーラムやセーフ・フロム・ホームセミナー等を各県連盟の協力を得て開催している。

第6節 研修の展開と運営（コミッショナーの実務）

1. 開設への支援

コミッショナーは、日本連盟および県連盟における指導者研修の所管委員会を支援し、担当地域の実情に応じて、指導者研修が計画的に実施されるようにしなければなりません。

また所長、所員等スタッフの選任にあたっては、研修が効果的に実施されるよう適材を得るよう努めるとともに、研修が日本連盟の示す基準に則って実施されるよう開設準備について適切な指導・助言をしなければなりません。

2. 研修課題への支援

県連盟コミッショナーは、コミッショナー研修所、副リーダートレーナーコース・リーダートレーナーコースの参加者の課題研修課題の履修について、適切な指導・助言を行い、その結果について認定したことを当該コースの所長に報告しなければなりません。なお、ウッドバッジ研修所・実修所の課題研修・課題研究課題については、地区コミッショナーまたは団担当コミッショナーに指導・助言を委託し、トレーナーが履修認定を行います。

3. 第三教程（実務訓練）

・奉仕実績訓練と修了認定

県連盟コミッショナーは、ウッドバッジ実修所の実務訓練、コミッ

ショナー上級訓練報告書、副リーダートレーナーコース・リーダートレーナーコースの奉仕実績訓練の履修について、適切な指導・助言を行い、その結果について認定したことを日本連盟トレーニングチームディレクターに報告しなければなりません。

4. 修了証、修了記章の授与

県連盟コミッショナーは、ウッドバッジ実修所、団委員実修所、コミッショナー上級訓練、副リーダートレーナーコース、リーダートレーナーコースの全課程修了者について、適切な機会を設けて、日本連盟から伝達される修了証および修了記章（ウッドバッジ）を授与します。

5. 修了者への継続的フォローアップ

コミッショナーは、担当地域・団の所属指導者の研修履歴、指導者履歴を整理し、担当地域のスカウト運動が継続的かつ発展的に推進できるよう、指導者のライフサイクルを管理する必要があります。

また、それらの履歴は、隊・団におけるプログラム活動の状況、スカウトの進歩状況等のデータとリンクさせながら、必要な支援を講じるとともに、担当地域の状況に応じて必要な研修を企画し実施しなければなりません。

第7節 トレーニングチームの統括と指導・助言

1. トレーニングチーム

日本連盟は、指導者研修の基準を維持し、指導者の研修業務を円滑かつ効果的に推進するために、指導者研修の実務を担当する常設機関として日本連盟トレーニングチームを設置しています。

トレーニングチームは、リーダートレーナー、副リーダートレーナーで編成され、そのなかからチームを主管するディレクターと、それを補佐し分掌された任務を担当する副デ

ィレクターが日本連盟指導者養成委員会の推薦に基づき日本連盟コミッショナーより委嘱されます。

トレーニングチームは、指導者養成委員会のもとで、次のような任務を行います（以下、教育規程8-15-1）。

- (1) 日本連盟が開設する訓練機関の運営と実施
- (2) 指導者訓練の組織、日程、課業、運営方法等の研究
- (3) 指導者訓練に関する手引書、参考

書、書式、教材その他資料の作成
および訓練用器材の研究

- (4) 県連盟またはそれらの合同開設による訓練機関に対する援助と協力
- (5) 県連盟トレーニングチームに対する支援
- (6) 指導者訓練と一体となるプログラム開発に関する研究と支援
- (7) その他指導者訓練に関する事項
また、県連盟にも、日本連盟と同様にトレーニングチームを設置し、リーダートレーナーおよび副リーダートレーナーと所要の手続きを経て委嘱されるチーム員（ウッドバッジ実修所修了者）で編成されます。

2. コミッショナーと

トレーナーの任務

コミッショナーは、スカウト運動が日本連盟および県連盟の方針と規程に従って展開されるように指導と助言を行い、理事会のもとで特に教育・指導面について円滑な推進をはかり、その結果について責任を負うとともに、担当地域において教育・指導面を代表するという立場です。

したがって、**コミッショナーはスカウト運動全般について広く理解し、担当地域の指導者を主導するための知識や技能が求められます。**

一方、トレーナーは、コミッショナーのもとで、指導者研修という特定分野についてその実務を担当するが、担当する分野の指導者としての経験や実績、スカウト運動に対する高度な理解と併せて、指導者研修の企画能力や手法、課程（部門）や特技について専門的な知識や技能を有することが必要です。

コミッショナーはトレーナーに対して、日本連盟や県連盟の方針に基づき、指導者研修についての明確な指針を示し、計画的に指導者研修が実施されるように指導・助言を行わ

なければなりません。

3. トレーナーの研修

と評価育成のシステム

トレーナーは、指導者研修に関する高度で専門的な知識・技能（部門や特技に関する専門的な知識や技能）を必要とし、かつそれらが時代の変化に柔軟に対応できるように不断の研修が必要です。

そのため、トレーナーは、下記の就任資格が満たされた者のなかから選考を経て日本連盟コミッショナーが委嘱します。また、任期は2年で任期中に65歳となった者は、その任期で定年となります。

トレーナーの就任資格は教育規程で次のように定められています。

- (1) 所要の指導者研修の修了
- (2) 指導者研修機関への所員としての奉仕実績と就任後も奉仕可能なこと
- (3) トレーニングチーム施行細則に定める基準にかなう者
- (4) 上記を満たし、トレーナーの訓練コースを修了した者

また、任期の更新には、研修コースへの奉仕実績、トレーナー研究集会への参加、自己研修課題の達成等の条件を満たし、「トレーナー任務達成目標・成果シート」を県連盟コミッショナーとの面談を経て作成し、提出することが義務づけられています。

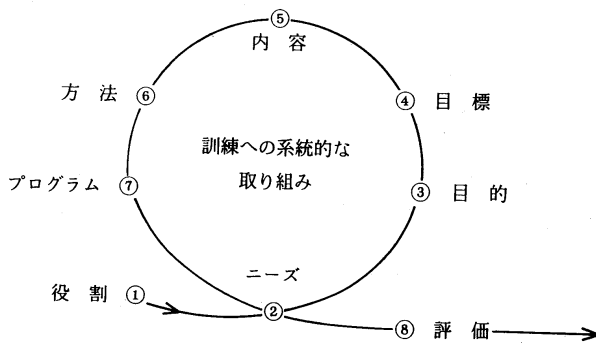
コミッショナーは、担当地域における指導者研修を継続的かつ発展的に推進するためにトレーナーを計画的に育成し、その能力を向上させるために研修への参加促進、実績に関する評価を適切に実施しなければなりません。

第8節 研修の評価

1. 訓練の系統的な取り組み

指導者訓練の取り組みのプロセスは、下の図によって解説されています（国際訓練ハンドブック第1章「成人指導者訓練の概要」）。

指導者の研修は、研修の対象となる指導者の任務と研修に参加する指導者のニーズに基づいて、研修の目的と目標が設定され、目標達成に必要な研修内容と手法が決定されます。



それが研修プログラムとなります。

研修終了後、参加者のニーズと研修目標の達成度を評価し、一連のプロセスが終了しますが、ややもすると研修の評価が充分行われず、研修の改善が見られない場合もあるので留意する必要があります。

2. 研修に対する評価

指導者研修の評価は、研修の当事者である参加者とスタッフ（トレーナー）が行うのは当然のことですが、さらにそれらの当事者評価に加えて、

* * * * *

4. 評価の方法（図）

区分	参加者	所員（スタッフ）	所長（コースディレクター）
参加者	①参加者の自己評価、相互評価	②参加者の所員についての評価	③参加者の所長についての評価
所員（スタッフ）	④所員の参加者についての評価	⑤所員の自己評価および相互評価	⑥所員の所長についての評価
所長（コースディレクター）	⑦所長の参加者についての評価（修了認定）	⑧所長の所員に対する評価	⑨所長の自己評価

参加者が主体となって問題解決をはかるかたちの研修（参加型研修）においては、トレーナーが参加者を評価するのみならず、相互評価や参加者のスタッフ評価が重要な要素となります。

客観的に研修結果を評価し、指導者研修の改善に資する責任を有しているのがコミッショナーです。

3. 何を評価するのか

当然のこととして、研修の対象とした参加者がそれぞれの研修ニーズを充足したか、設定した研修の目的が達成できたかが評価の対象となります。

評価を実施するための基準は、

- ・ 参加者の学習内容の理解度
- ・ 所員（スタッフ）の能力
- ・ 所長のコース管理能力
- ・ 研修の環境（施設、用具、生活）などです。

4. 評価の方法

一般に学習成果に対する評価は、自己評価、相互評価、客観評価があります。指導者研修においては、下図のような評価方法があります。

5. 誰が評価するのか

（コミッショナーの任務）

コミッショナーは、これらの評価に関する資料を分析し、指導者研修の責任者として実施する研修についての的確に評価するとともに、トレーナーに対する評価の資料としなければなりません。

以上

コミッショナーハンドブック（基本編）

平成27年6月 1日改訂
平成30年5月 8日一部改訂
発行



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

〒113-0033
東京都文京区本郷 1-34-3
電話 : 03-5805-2634(教育開発部)
ファックス : 03-5805-2908
E-mail : komi@scout.or.jp

